

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

日本年金機構からのお知らせ

▼年金を受取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。

対象となる方に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル(0570-05-1165)」で予約の上、できるだけお早めに手続きをお願いします。

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

▼平成29年度の保険料は、月額16,490円です。日本年金機構から送られる納付書により保険料を納付してください。所得が少なく、保険料の納付が難しい場合は、免除や猶予される制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

北見年金事務所

☎ 0157-25-9635

役場 戸籍・年金担当

☎ 76 - 2151 (内線 223)

平成30年度オホーツク管内町村職員採用資格試験案内

試験実施日 平成29年9月17日(日)

公示日 平成29年7月3日(月)

募集期間 平成29年7月3日(月)～7月31日(月)消印有効

願書配布期間 平成29年7月3日(月)～

試験申込書等の設置場所

(設置は公示日以降)

・管内町村役場 ・網走市並びに紋別市

・オホーツク町村会

・北見市大卒者情報センター

・北海道町村会 ・札幌学生職業センター

問い合わせ先

・オホーツク町村会 ☎0152-44-6472

(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内)

・津別町役場総務課

☎ 76 - 2151 (内線 208)

よろず相談&心配ごと相談のお知らせ

6月のよろず相談 ☎ 76 - 2151 (内線 216)

日時 6月16日(金) 午後1時～3時

場所 林業研修会館1階図書室 相談委員 鷹嘴とし子、久保利治

心配ごと相談 ☎ 76 - 1161

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

フラワーマスター認定候補者を募集します

北海道では、平成5年度から花と緑のまちづくりを進めるため、フラワーマスター認定・登録事業を実施しています。

園芸に関する地域ボランティアの経験があるなど、フラワーマスターとしてふさわしい方を町が北海道知事に推薦し、認定を受けるために必要な講習会を受講していただきます。

認定後は、フラワーマスターとして町に登録され、花のまちづくりのボランティアリーダーとして活動していただけます。

【平成29年度認定講習会・オホーツク会場】※推薦期間6月9日まで

日時 7月9日(日) 午前10時～午後3時30分

場所 しゃきっとプラザ(美幌町東3条北2丁目)

申し込み・問い合わせ先

住民企画課住民環境グループ④番窓口 ☎ 76 - 2151 (内線 217)

危険物安全週間

6月4日から6月10日まで

平成29年度推進標語 『あなたなら無事故の着地 決められる』

ガソリン、灯油等の石油類をはじめとする危険物は一般家庭・事業所等で幅広く利用されるとともに、私たちの生活の中にも深く浸透し、欠かすことが出来ない物となっています。これらの危険物は私たちの暮らしを豊かにする一方で、その取扱い方法を誤ると火災等の災害を誘発する危険性を持っています。この週間は、危険物に対する意識の高揚及び啓発を図り、危険物による事故を未然に防ぐことを目的としています。



《ご家庭の危険物にも注意！》

暖房用の灯油だけではなく、潤滑油スプレー、ヘアスプレー、マニキュア除光液など私たちの身の回りにも多く危険物を使用した製品があります。普段から保管方法にも注意が必要ですが、特にゴミとして廃棄する際に中身が入ったまま捨てるとゴミ収集車の火災にもつながります。ゴミを出す時には十分注意を払って下さい。

『火事と救急』は 119

☆ 津 別 消 防 署 ☆ ☎ 76 - 2189

西町団地の多目的ルームをご利用ください

西町団地敷地内に熱供給施設を整備しました。この施設に併設する多目的ルームは、隣接する児童遊園でお子さまが遊んでいる時の見守りや、小規模イベントの利用など町民が自由にご利用いただけるスペースです。

《広さは》

多目的ルームの面積は、約34㎡です。

《設備は》

手洗い器、ベンチを設置しています。照明設備には、明るさと人の動きに反応するセンサーが付いており、暗くなっても利用者がいる場合は照明が点きま

す。

《暖房は》

冬期間は、併設する機械室の熱供給ボイラーの余熱を利用した暖房で暖かく利用できます。

《利用上のルールは》

・使用するときは、施設内の使用者整理簿に記入する。

・営利目的での使用はできない。

・喫煙又は火気の使用はできない。

・ごみは各自持ち帰り、清潔保持に努める。

また、団体でのご利用の際は、施設内のホワイトボードに利用日時、代表者名等を記載の上、ご利用ください。

その他のルールについては、施設内の案内表示をご参照ください。



▶多目的ルーム外観



▶多目的ルーム内部

《利用時間は》

午前9時～午後5時

(休館日は12月30日～1月4日)

午後5時を過ぎると自動で施錠します。なお、利用時間が過ぎて施錠された時にルーム内に居ても、出入口ドア横の開錠ボタンを押すと一時的に開錠され、外に出ることができます。

また、利用時間以外に使用したい場合は、事前に緑町第3自治会の担当役員に連絡すると、入口ドアを開錠していただけます。自治会役員の連絡先は、施設内の案内表示をご参照ください。

問い合わせ先 建設課住宅グループ

☎ 76 - 2151 (内線 252・255)

介護保険料納入通知書を送付します ～保険料の金額や納期限の確認を～

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を6月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。

普通徴収 納入通知書に記載の金融機関で納付してください。なお、第1期納期限は6月30日です。

◆口座振替も利用できます◆

納付書で保険料を納付する方については、口座振替が利用できます。介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意し、取り扱い金融機関で手続きします。※口座振替の開始は、申し込み日の翌月からになります。

特別徴収 年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・退職・障害・遺族年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

普通徴収・特別徴収併用の方 年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書を発送します。

段 階	年間保険料額
第1段階	20,500円
第2段階	28,500円
第3段階	34,200円
第4段階	41,000円
第5段階	45,600円
第6段階	54,700円
第7段階	59,200円
第8段階	68,400円
第9段階	77,500円

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当 ⑫番窓口 ☎ 76 - 2151 (内線 230)